

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年9月4日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第9号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年香川県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別休暇) 第13条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、<u>骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合</u> その都度必要と認める日又は時間</p> <p>(4)～(22) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(特別休暇) 第13条 条例第14条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は<u>骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合</u> その都度必要と認める日又は時間</p> <p>(4)～(22) 略</p> <p>2～4 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。